

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

三重労働局一般公示第 187 号

三重地方最低賃金審議会は、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金及び三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、三重県の区域内で、上記産業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）ただし、以下の「特定（産業別）最低賃金から除外される業種及び事業所」を除く。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を、令和 8 年 9 月 3 日までに三重地方最低賃金審議会（津市島崎町 327 番 2 津第二地方合同庁舎三重労働局労働基準部賃金室内）宛て提出されたい。

※ 特定（産業別）最低賃金から除外される業種及び事業所

『建設機械・鉱山機械製造業』のうち

建設用ショベルトラック製造業以外

『その他の輸送用機械器具製造業』のうち

自転車・同部分品製造業

令和 8 年 8 月 21 日

三重労働局長 渡 辺 聡